

帯 広 市  
分 別 収 集 計 画  
(第9期)

令和元年6月

帯 広 市

# 目次

1. 計画策定の意義.....	1
2. 基本的方向.....	1
3. 計画期間.....	1
4. 対象品目.....	1
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）.....	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）.....	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）.....	4
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）.....	5
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法.....	6
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）.....	7
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）.....	8
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項.....	8

# 帯広市分別収集計画

令和元年6月17日

## 1. 計画策定の意義

帯広市では、国から環境モデル都市として選定されたことを受け、地球環境を保全し、市民・事業者・行政との協働により、自然環境への負荷の少ない循環型社会への転換を推進している。

本市ではこれまで平成9年よりペットボトル・缶・びんなどの分別収集を始め、平成15年よりプラスチック製容器包装・紙製容器包装の分別回収も実施してきた。

また、平成27年度には一般廃棄物処理基本計画を改訂し、平成31年度の計画目標として最終処分量「5,400 t」とし、その目標に向けた取り組みをしているところである。

しかし、平成30年度の最終処分量は「7,598 t」であり目標値を達成するには困難な状況である。

本計画は、このような状況を踏まえ、容器包装にかかる分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物の分別収集と地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、全ての関係者が一体となった積極的な取り組みが行われるよう、策定したものである。

本計画に掲げられた施策の展開によって、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用を図り、循環型社会の形成を目指すものである。

## 2. 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- ① 容器包装廃棄物の3Rを基本とした地域社会づくり
- ② 市民・事業者・行政の協働による環境負荷の低減
- ③ 廃棄物処理コストの縮減

## 3. 計画期間

本計画期間は令和2年4月を始期とする5年間とし、3年毎に改定する。

## 4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

## 5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
容器包装廃棄物	9,899 t	9,728 t	9,587 t	9,448 t	9,308 t

### 【内訳】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
スチール製容器	676 t	664 t	655 t	645 t	636 t
アルミ製容器	318 t	313 t	308 t	304 t	299 t
無色のガラス製容器	517 t	508 t	500 t	493 t	486 t
茶色のガラス製容器	755 t	742 t	732 t	721 t	710 t
その他のガラス製容器	358 t	352 t	346 t	341 t	336 t
飲料用紙製容器	79 t	78 t	77 t	76 t	75 t
段ボール	2,187 t	2,149 t	2,118 t	2,087 t	2,056 t
紙製容器包装	1,352 t	1,328 t	1,309 t	1,290 t	1,271 t
ペットボトル	636 t	625 t	616 t	607 t	598 t
プラスチック製容器包装	3,021 t	2,969 t	2,926 t	2,884 t	2,841 t
合計	9,899 t	9,728 t	9,587 t	9,448 t	9,308 t

## 6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の方策を実施する。

なお、実施にあたっては市民・事業者・再生事業者と行政が協働して推進していく。

### (1) 環境学習及びイベントによる普及啓発

ごみ懇談会、出前講座、エコエコ紙芝居などの環境学習や春のリサイクル広場、秋のリサイクルまつり等様々なイベントを活用し、市民、事業者に対して容器包装廃棄物の発生の抑制、再利用、リサイクルの認識を深めてもらう。

### (2) 広報媒体による情報の共有化

広報おびひろ、市ホームページやSNS、ごみコミュニティメールの他、新聞・テレビ・ラジオS等の各種広報媒体を活用し、情報の共有化を図る。

(3) 過剰包装の抑制及びマイバックの促進

過剰包装の抑制やレジ袋削減の協力を小売店や商店街等へ呼びかける。また、買い物際にはマイバッグを持参し、レジ袋をもらわないよう普及啓発を行う。

(4) 再利用、再生製品の利用及び販売促進

リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進を図る。

**7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）**

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、本市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・主としてスチール製の容器包装</li> <li>・主としてアルミ製容器包装</li> </ul>	缶 類						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・主として               <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <tr> <td style="border: none;">—</td> <td style="border: none;">無色のガラス製の容器</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">—</td> <td style="border: none;">茶色のガラス製の容器</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">—</td> <td style="border: none;">その他のガラス製の容器</td> </tr> </table>               ガラス製の容器包装             </li> </ul>	—	無色のガラス製の容器	—	茶色のガラス製の容器	—	その他のガラス製の容器	びん類
—	無色のガラス製の容器						
—	茶色のガラス製の容器						
—	その他のガラス製の容器						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）</li> </ul>	紙パック						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・主として段ボール製の容器</li> </ul>	段ボール						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・主として紙製の容器包装であって上記以外のもの</li> </ul>	紙製容器包装						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの</li> </ul>	ペットボトル						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの</li> </ul>	プラスチック製容器包装						

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	R2		R3		R4		R5		R6	
主としてスチール製の容器	104 t		102 t		100 t		99 t		97 t	
主としてアルミ製の容器	129 t		127 t		125 t		123 t		122 t	
無色のガラス製容器	(合計) 322 t		(合計) 317 t		(合計) 313 t		(合計) 308 t		(合計) 304 t	
	引渡 量 322 t	独自 処理 量 t	引渡 量 317 t	独自 処理 量 t	引渡 量 313 t	独自 処理 量 t	引渡 量 308 t	独自 処理 量 t	引渡 量 304 t	独自 処理 量 t
茶色のガラス製容器	(合計) 474 t		(合計) 465 t		(合計) 459 t		(合計) 451 t		(合計) 446 t	
	引渡 量 474 t	独自 処理 量 t	引渡 量 465 t	独自 処理 量 t	引渡 量 459 t	独自 処理 量 t	引渡 量 451 t	独自 処理 量 t	引渡 量 446 t	独自 処理 量 t
その他の色のガラス製容器	(合計) 222 t		(合計) 218 t		(合計) 215 t		(合計) 213 t		(合計) 209 t	
	引渡 量 222 t	独自 処理 量 t	引渡 量 218 t	独自 処理 量 t	引渡 量 215 t	独自 処理 量 t	引渡 量 213 t	独自 処理 量 t	引渡 量 209 t	独自 処理 量 t
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	32 t		32 t		31 t		31 t		30 t	
主として段ボール製の容器	550 t		540 t		533 t		525 t		517 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 705 t		(合計) 693 t		(合計) 683 t		(合計) 673 t		(合計) 663 t	
	引渡 量 705 t	独自 処理 量 t	引渡 量 693 t	独自 処理 量 t	引渡 量 683 t	独自 処理 量 t	引渡 量 673 t	独自 処理 量 t	引渡 量 663 t	独自 処理 量 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	(合計) 472 t		(合計) 464 t		(合計) 457 t		(合計) 451 t		(合計) 444 t	
	引渡 量 94 t	独自 処理 量 378 t	引渡 量 94 t	独自 処理 量 370 t	引渡 量 94 t	独自 処理 量 363 t	引渡 量 94 t	独自 処理 量 357 t	引渡 量 94 t	独自 処理 量 350 t
主としてプラスチック製容器包装であって上記以外のもの	(合計) 1,805 t		(合計) 1,774 t		(合計) 1,748 t		(合計) 1,722 t		(合計) 1,697 t	
	引渡 量 1,805 t	独自 処理 量 t	引渡 量 1,774 t	独自 処理 量 t	引渡 量 1,748 t	独自 処理 量 t	引渡 量 1,722 t	独自 処理 量 t	引渡 量 1,697 t	独自 処理 量 t
(うち 白色ト レイ)	(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t	
	引渡 量 t	独自 処理 量 t	引渡 量 t	独自 処理 量 t	引渡 量 t	独自 処理 量 t	引渡 量 t	独自 処理 量 t	引渡 量 t	独自 処理 量 t

**9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法**

- (1) 特定分別基準適合物（無色ガラス、茶色ガラス、その他ガラス）の見込み  
＝（計画収集排出量）×（組成分析比率）＋（集団回収量）×（組成分析比率）
- (2) 特定分別基準適合物（無色ガラス、茶色ガラス、その他ガラス以外）の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み  
＝（計画収集排出量）×（組成分析比率）



## 10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制で行う。

なお、現在、町内会等で実施している資源集団回収については、今後も引き続き実施することとする。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集にかかる 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等 段 階
金 属	スチール製容器	缶 類	住民団体による集 団回収及び市によ る定期収集	十勝リサイクル プラザ
	アルミ製容器			
ガ ラ ス	無色のガラス製容器	びん類	住民団体による集 団回収及び市によ る定期収集	十勝リサイクル プラザ
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙 類	飲料用紙製容器	紙パック	住民団体による集 団回収及び市によ る定期収集	十勝リサイクル プラザ
	段ボール	段ボール	住民団体による集 団回収及び市によ る定期収集	十勝リサイクル プラザ
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装	住民団体による集 団回収及び市によ る定期収集	十勝リサイクル プラザ
プ ラ ス チ ッ ク	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集	十勝リサイクル プラザ
	その他のプラスチック製 容器包装	プラスチック製容 器包装	市による定期収集	十勝リサイクル プラザ

## 11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

本市においては、十勝圏複合事務組合が委託している民間処理施設十勝リサイクルプラザに、缶類、びん類、ペットボトル、紙パック、段ボール、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装を搬入し、選別、圧縮及び保管を行う。

分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶類	袋	多室型分別 収集車	十勝リサイクルプ ラザ (選別・圧縮及び保管 ストックヤード)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん類	袋		
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
ペットボトル	ペットボトル	袋		
飲料用紙製容器	紙パック	袋又は 縛る		
段ボール	段ボール			
その他の紙製容器包装	紙製容器包装			
その他のプラスチック 製容器包装	プラスチック製 容器包装	袋		

## 12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 学識経験者、廃棄物再生業者、各種団体、ごみ排出者、若年層など幅広いメンバーで組織されている帯広市廃棄物減量等推進審議会を活用し、分別収集計画の具体策に関する意見等を求めていく。
- (2) 資源集団回収実施町内会等へ奨励金の支給を行う。また、未実施町内会等へ積極的に働きかけを行い資源集団回収の促進を図る。さらに、資源回収業者に対しても協力金を支給し、資源集団回収システムの維持を図る。
- (3) 本計画の着実な推進のため、毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時にはその記録を基に事後評価を行うことにより、適切な分別収集計画の策定や精度向上を図る。